

議案第68号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

障害者自立支援法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。